

## 東京都立農業高等学校管理運営規程(定時制課程)

### 第 1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立農業高等学校定時制課程（以下、「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

### 第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

### 第 3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

### 第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

### 第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

### 第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

### 第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

#### 1 部

教 務 部：教務に関する事項

生活指導部：生活指導に関する事項

進路指導部：進路指導に関する事項

保健総務部：保健及び学校行事、式典・給食等に関する事項を置く。

なお、各分掌の内容は、別表 1 のとおりとする。

## 2 学 年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

## 3 学 科

普通科及び農業科（食品化学科）を置く。

## 4 教 科

(1) 国語 地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 芸術（音楽、美術、書道）、  
外国語（英語）、家庭、情報、農業、奉仕

(2) 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、外国語(英語)、家庭、情報に教科  
主任を置く。

## 5 企画調整会議

## 6 職員会議

## 7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。その他農業科に教科会を置く。

## 8 委員会

農業高校を考える会 : 農業高校定時制の改革に関する事項

カリキュラム委員会 : 教育課程に関する事項

入学選抜委員会 : 入学者選抜実施に関する事項

安全衛生委員会 : 教職員の労働安全に関する事項

防災委員会 : 防災に対する安全に関する事項

施設設備委員会 : 施設設備に関する事項

図書館運営委員会 : 図書館の運営に関する事項

パソコン・ホームページ

管理運営委員会 : 情報機器に関する事項、ホームページの管理運営に  
関する事項を置く。

学校保健委員会 : 学校保健に関する事項

教科書選定委員会 : 教科書選定に関する事項

農高祭実行委員会 : 農高祭の運営に関する事項

教育相談委員会 : 教育相談に関する事項

省エネ委員会 : 省エネに関する事項

学校給食委員会 : 学校の給食に関する事項

学校開放委員会 : 学校の施設を地域に開放する事項

学校いじめ対策委員会 : 生徒のいじめ防止や対応に関する事項

学校サポートチーム : 地域と連携したいじめ防止と対応に関する事項

学校安全委員会 : 学校内外の生徒の安全に関する事項

防災教育推進委員会 : 防災教育の推進に関する事項

アレルギー対応委員会 : 生徒のアレルギーに関する事項

なお、各委員会の内容は、別表2のとおりとする。

## 9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

## 10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

## 11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、農業科主任及び経営企画室各係長とする。ただし、校長が必要と認める場合、部及び委員会の代表を出席させることができる。

### 3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他

その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第11 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 司会

校長が選任する。

### 6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されている確認を受けなければならない。

### 7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付して、副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

### 8 その他

(1) 職員会議に欠席する場合、事前に教員は副校長へ、経営企画室職員は経営企画室長へ連絡しなければならない。また、欠席者は、後日「職員会議録」の内容を確認し、確認印を押す。

(2) その他必要な事項は、校長が定める。

## 第12 教科会

### 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

### 2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

### 3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。  
教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加える。

### 4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。  
その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

### 5 招集

教科会は、教科主任が招集する。  
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

## 第13 学校運営連絡協議会

### 1 目的

本校の教育活動が保護者や地域の方々に理解され、かつ地域に根ざし、食品化学科と普通科の2学科を設置する定時制高校として、さらに発展していくための学校支援組織として、開かれた学校づくりの推進に資するため。

### 2 構成員

校長、定時制副校長1名、事務局（3名）、「東京都公立学校の管理運営に関する規則」第10条の2に規定する主任（2名）、EPTA代表（2名）、地域の中校長（1名）、地域の有識者、地域の関係機関の代表者（1名）その他校長が必と認める者（同窓会など）（1名）

### 3 開催

学校運営連絡協議会は、6月、10月、2月の年3回開催するものとする。

### 4 招集

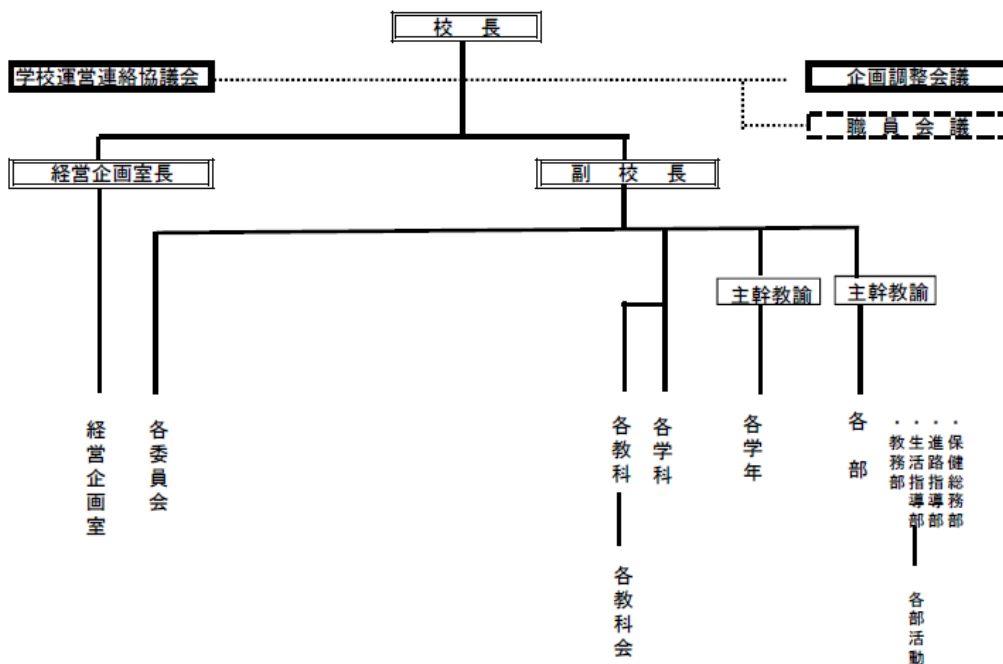
校長が招集し、これを管理する。

### 5 その他

平成13年度本校定時制課程の「学校運営連絡協議会設置要綱」による。

#### 第14 分掌組織図

分掌組織図は、以下のとおりとする。



#### 第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

#### 第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

#### 第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

#### 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

#### <別表1>

教務に関する事項は次のとおりとする。

- 1、入学、進級、卒業、転学、留学、休学、原級留置等に関する事
- 2、年間時間割作成、臨時時間割作成に関する事
- 3、年間行事予定及び月間行事予定の調整に関する事
- 4、定期考査に関する事
- 5、教科書採択、届出に関する事
- 6、教育実習に関する事
- 7、補欠募集に関する事
- 8、その他の教務に関する事

生活指導に関する事項は次のとおりとする。

- 1、生活指導全般に関すること
- 2、生徒相談に関すること
- 3、生徒会の運営指導、課外クラブの活動に関すること
- 4、生徒総会、各委員会の運営指導に関すること
- 5、生徒の交通安全に関すること
- 6、生徒会新聞、生徒会誌等の編集発行に関すること
- 7、生徒会役員選挙の実施に関すること
- 8、球技大会、クラブ紹介、ボウリング大会、遠足、農高祭、芸術鑑賞会の実施に関すること
- 9、その他の生徒指導に関すること

進路指導に関する事項は次のとおりとする。

- 1、生徒の進学、就職に関する指導等に関すること
- 2、模擬試験の実施に関すること
- 3、進路関係の資料の作成等に関すること
- 4、求人票の整理と生徒への開示等に関すること
- 5、進路室の管理に関すること
- 6、進路講習に関すること
- 7、その他の進路指導に関すること

保健及び総務に関する事項は次のとおりとする

- 1、生徒の健康管理に関すること
- 2、生徒の健康診断に関すること
- 3、生徒の健康相談に関すること
- 4、保健室の管理に関すること
- 5、その他の保健に関すること
- 6、入学式、始業式、終業式、修了式、卒業式の実施に関すること
- 7、EPTA関係に関すること
- 8、避難訓練及び防火・防災に係わる講話の実施に関すること
- 9、校内清掃の立案、指導に関すること
- 10、職員室の配置に関すること
- 11、職員日直に関すること
- 12、生徒の遺失物に関すること
- 13、給食実施計画に関すること
- 14、給食指導計画・栄養管理計画の作成計画に関すること
- 15、その他の部に属さない事項を含め、総務に関すること

<別表2>

農業高校を考える委員会

- ・校長の学校運営方針に基づき、「特色ある学校づくり」、「開かれた学校づくり」等、改善・改革に関する企画・立案に関する事項

カリキュラム委員会

- ・教育課程に関する事項
- ・その他

入学選抜委員会

- ・入学者選抜実施に関する事項
- ・その他

#### 安全衛生委員会

- ・教職員の労働安全の確保、健康障害の防止に関する事項
- ・その他

#### 防災委員会

- ・緊急時への対応に関する事項
- ・防災訓練の企画・運営に関する事項
- ・自衛消防体制に関する事項
- ・その他

#### 施設設備委員会

- ・施設設備の管理・運営に関する事項
- ・その他

#### 図書館運営委員会

- ・図書館の運営に関する事項
- ・図書を選定に関する事項
- ・その他

#### パソコン・ホームページ管理運営委員会

- ・情報機器の管理・利用に関する事項
- ・ホームページの記載内容の管理、変更に関する事項
- ・その他

#### 学校保健委員会

- ・学校保健に関する事項
- ・その他

#### 教科書選定委員会

- ・教科書選定に関する事項
- ・その他

#### 農高祭実行委員会

- ・農高祭の運営に関する事項
- ・その他

#### 教育相談委員会

- ・課題ある生徒の情報交換に関する事項
- ・課題ある生徒への指導に関する事項
- ・生徒指導に関する研修にかかわる事項
- ・その他

#### 省エネ委員会

- ・省エネ推進に関する事項

#### 学校給食委員会

- ・学校給食に関する事項

#### 学校開放委員会

- ・学校の施設を公開する事項

#### 学校いじめ対策委員会

- ・生徒のいじめ防止および早期発見、対応に関する事項

#### 学校サポートチーム

- ・地域と連携したいじめ防止と情報収集および対応に関する事項

#### 学校安全委員会

- ・学校内外の生徒の安全に関する事項
- ・その他

#### 防災教育推進委員会

- ・防災教育の推進に関する事項
- ・その他

#### アレルギー対応委員会

- ・生徒のアレルギーに関する事項
- ・その他

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。